まんのう町児童手当制度改正に伴う手続きの有無フローチャート

令和6年10月時点で高校生年代の子を養育していますか？

はい

はい

今年度中に19～22歳になる子を養育していて、第1子としてカウントしたときに、児童数が3人以上となりますか？

※今年度中に19～22歳になる子がいない場合は「いいえ」を選択してください。

現在、まんのう町から児童手当を受給していますか？

※特例給付（児童１人につき月額：5,000円）を受給している人も「はい」を選択してください。

いいえ

今年度中に19～22歳になる子を養育していて第1子としてカウントしたときに、児童数が3人以上となりますか？

※今年度中に19～22歳になる子がいない場合は「いいえ」を選択してください。

いいえ

いいえ

はい

いいえ

はい

E

A

B

C

D

**※各必要手続きを裏面に記載していますので、必ずご確認ください。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| A | **新規申請が必要です。**また下記に該当している場合は、追加で書類の提出が必要です  **認定請求書を提出**してください。  ◎養育している児童が別住所にいる場合  ⇒**別居監護申立書**  ◎今年度中に19～22歳になる養育している子を含めて３人以上の子どもがいる。⇒**監護相当・生計費の負担についての確認書**が必要です。  ※公務員の方は、勤務先にて申請する必要があります。  雇用形態等によりまんのう町への申請が必要な場合がありますので、必ず勤務先に申請方法等を確認してください。 | D | 高校生の子ついて、対象となりますので申請が必要です。  **額改定請求書を提出**してください。  ◎養育している子が別住所にいる場合  ⇒**別居監護申立書** |
| B | 原則、手続きは不要です。 | E | 高校生の子について、対象となりますので申請が必要です。  **額改定請求書を提出**してください。  今年度中に19～22歳になる子については、**監護相当・生計費の負担についての確認書**が必要です |
| C | 今年度中に19～22歳になる子については、**監護相当・生計費の負担についての確認書**が必要です。 |

※申請後、世帯状況により別途添付書類が必要と判断された場合には、追加書類の提出を依頼することがあります。

その他については、まんのう町役場福祉保険課までお問い合わせ願います。

≪お問い合わせ先・宛先≫　　　〒766-8503

TEL：0877-73-0124　　　　　　　　　　仲多度郡まんのう町吉野下430番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　福祉保険課　児童手当係まで